

訪問リハビリ重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 092-534-0160

営業時間 午前 8 時 30 分～午後 17 時 30 分

担当 中島 貴史

* ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2. 百年橋リハビリテーション病院訪問リハビリテーションの概要

(1) 提供できるサービス内容

- 1、心身機能評価と機能訓練
- 2、日常生活活動動作やその関連動作の助言・指導・支援
- 3、活動的な生活を目指したリハビリ
- 4、転倒予防指導
- 5、摂食嚥下訓練、言語訓練、構音訓練、高次脳機能訓練
- 6、家族・介護者（ヘルパーも含む）への介助方法の指導
- 7、介護負担の軽減、介助や介護が安全に行えるための工夫
- 8、住宅改造の助言
- 9、補装具等の利用助言
- 10、利用者、介護者への精神的支援
- 11、通所サービス等の利用への助言（社会性・人と交わる）
- 12、在宅支援スタッフとの協業と連携

(2) サービス提供可能な地域

事業所名	百年橋リハビリテーション病院 訪問リハビリテーション
所在地	福岡市中央区清川 3 丁目 17-11
介護保険指定番号	4011023365
サービスを提供する地域	福岡市中央区、博多区、南区、城南区の一部 (事業所から自動車で片道 30 分程度の距離を目安としています。)

上記地域以外の方でも希望される方はご相談に応じます。

(3) 同事業所の職員体制

	人員数	勤務の体制
医師	1 名	常勤 1 名
理学療法士	3 名	常勤 1 名 非常勤 2 名
作業療法士	1 名	常勤 0 名 非常勤 1 名
言語聴覚士	1 名	常勤 0 名 非常勤 1 名

(4) サービス提供時間帯

- * 営業日は月曜日から金曜日
- * 時間帯は 9:00~17:30
- * 休業日は土・日曜日・祝日
12月30日~1月3日は休業となります

3. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合に準じた額となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。
お支払いいただく料金の単価は別紙の通りです。

(2) その他

毎月、15日以降に前月分の請求を行います。
お支払いいただきますと、領収書を発行します。
お支払い方法は、集金または所定口座への振り込みとなります。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。職員がお伺いいたします。
契約時に打ち合わせを行い、計画書を作成しサービスの提供を開始します。
* 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。
当院の医師の指示書が必要ですので、サービス利用開始前までに当院の受診をお願いいたします。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

事業所に通知することにより解約する事ができます。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

③その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了する事ができます。
- ・利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう事業者から催告を受けたにもかかわらず、7日以内に支払われない場合、利用者またはそのご家族が、事業者やサービス従事者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにサービスを終了させて頂く場合がございます。

5. 当事業所のサービスの特徴

運営の方針

1、百年橋リハビリテーション病院訪問リハビリテーションは、地域の方々が要介護状態となった場合においても、その方々が可能な限り住み慣れた場所で、有する能力に応じ自立した生活と心豊かに暮らせるよう理学療法、作業療法その他必要な指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。また、その運営にあたり、地域の結びつきを重視した他のサービス事業所との密接な連携に努めます。

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

7. サービス内容に関する苦情

①相談、要望、苦情等の窓口

訪問リハビリに関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。お申し出後直ちに従業員全体で検討し、回答、説明などさせていただきます。

☆ 百年橋リハビリテーション病院訪問リハビリテーション ☆
苦情相談担当者 中島 貴史
電話番号 : 092-534-0160

(受付時間 : 月～金曜日 8:30～17:30)

各市町村役場の保健福祉センター 福祉・介護保険課 介護サービス係
福岡市中央区 092-718-1102 午前 9:00～午後 17:00
福岡市博多区 092-419-1081
福岡市南区 092-559-5127
福岡市城南区 092-833-4105
福岡市東区 092-645-1071
その他 福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課 092-642-7859

8. 事故発生時の対応

サービスを行っている最中、転倒転落、その他の人身事故がおこった場合、速やかに適切な処置を行い、ご家族、市町村、保険者及び当事業所管理者、担当居宅支援事業所に報告します。また、必要時は契約書第12条に則り賠償いたします。

9. その他

情報の公開

事業所は事業所希望される方に対し事業計画または収支計画を閲覧することができます。

職務内容

1. 管理者の責務

管理者は、従業者の管理および指定訪問リハビリ・介護予防訪問リハビリの申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。管理者は従業者に規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。

2. 従業者の職務内容

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

- 1、心身機能評価と機能訓練
- 2、日常生活活動動作やその関連動作の助言・指導・支援
- 3、活動的な生活を目指したリハビリ
- 4、転倒予防指導
- 5、摂食嚥下訓練、言語訓練、構音訓練、高次脳機能訓練
- 6、家族・介護者（ヘルパーも含む）への介助方法の指導
- 7、介護負担の軽減、介助や介護が安全に行えるための工夫
- 8、住宅改造の助言
- 9、補装具等の利用助言
- 10、利用者、介護者への精神的支援
- 11、通所サービス等の利用への助言（社会性・人と交わる）
- 12、在宅支援スタッフとの協業と連携

(2024年6月1日 更新)